## 70 日本型直接支払

## 【令和6年度予算概算決定額 77,330(77,402)百万円】

#### く対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を 支援します。

#### く政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

### く事業の全体像>

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能(国土保全、水源涵養、景観 形成等)の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による 多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

揮能

高多 度面 な的

 $\mathcal{O}$ 



環境保全型農業直接支払 2,641(2,650)百万円

牛産方式 に着目

○自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、 活動の追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

多面的機能支払

活動内容 に着目

48,589 (48,652) 百万円

#### 【資源向上支払】

- ○地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援
- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等





水路のひび割れ補修

ため池の外来種駆除

#### 【農地維持支払】

- ○多面的機能を支える共同活動を支援
- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面 維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化







水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

## 中山間地域等直接支払 26,100(26,100)百万円

- ○中山間地域等において、農業生産条件 の不利を補正することにより、将来に向けた 農業生産活動の継続を支援
- 農業生産活動(耕作放棄の防止活動等)
- ・多面的機能を増進する活動 (周辺林地の管理、景観作物の作付等)





中山間地域 (山口県長門市)

# 70-1 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

# 【令和6年度予算概算決定額 48,589(48,652)百万円】

#### く対策のポイント>

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援**します。

### <事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上(5割以上「令和7年度まで」)
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上(6割以上「令和7年度まで」)

の保全管理に関する構想の策定 等

農地維持支払

#### く事業の内容>

## 1. 多面的機能支払交付金 47,050(47,050)百万円

- ① 農地維持支払 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共 同活動を支援します。
- ② 資源向上支払 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化 **のための活動**を支援します。





農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源

(円/10a)

く事業イメージン

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等量・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生 態系保全などの農村環境保全活動 等 ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための

補修 等

資源向上支払





農道の窪みの補修



実施主体:農業者等で構成される組織( ①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能)

対象農用地:農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

# 2. 多面的機能支払推進交付金 1,539(1,602)百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村 等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

## <事業の流れ>



#### 【交付単価】

農地法面の草刈り

都府県 北海道 ❷資源向上支払 ❸資源向上支払 ♠農地維持支払 ❷資源向上支払 ❸資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3 (共同) ※1 2,300 3,000 2,400 4,400 1,920 3,400 2,000 1,440 2,000 1,000 480 600 草地 250 240 400 130 120 400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1:②、③の資源向上支払は、

●の農地維持支払と併せて取り組むことが必要 ※2:①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、

2に75%単価を適用

※3: ❸の長寿命化において、直営施工を 行わない等の場合は、5/6単価を適用

【加算措置】 (円/10a)

項目			都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強 化(田んぼダム)の推進	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課(03-6744-2197)

# 70 - 2 日本型直接支払のうち 中山間地域等直接支払交付金

# 【令和6年度予算概算決定額 26,100(26,100)百万円】

## く対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

#### <事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止「令和6年度まで]

## く事業の内容>

#### く事業イメージ>

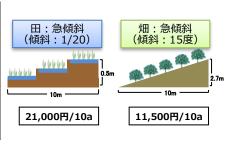
#### 1. 中山間地域等直接支払交付金

25,800 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

#### 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

#### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金

300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

#### <事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等 【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(集落戦略の作成)

#### 【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価		
棚田地域振興活動加算			
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)		
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	14,000円 (田·畑)		
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円		
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	(田・畑)		
<b>集落協定広域化加算</b> 【上限額:200万円/年】			
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援			
<b>集落機能強化加算</b> 【上限額:200万円/年】	3,000円		
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	(地目にかかわらず)		
<b>生産性向上加算</b> 【上限額:200万円/年】			
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援			

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課(03-3501-8359)

# 70-3 日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

## 【令和6年度予算概算決定額 2,641(2,650)百万円】

#### く対策のポイントン

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減す る取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

#### く事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

#### く事業の内容>

#### 1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,550(2,537)百万円

- ① 対象者:農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係 る活動等)に取り組むこと
- ③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて 行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

#### 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 91(104)百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の 推進を支援します。

※事業評価のため実施していた調査委託については前年度限りで終了。

### <事業の流れ>

定額

玉

定額 都道府県

都道府県

市町村

市町村等



(2の事業)

❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

#### (1の事業)

※交付単価は、都道府県が設定します。

・配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

## く事業イメージン

#### 【支援対象取組·交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

国が定めた全国を対象とする取組 全国共温取细

主国共通収配 国が足めに主国で対象					
全国共通取組		交付単価 (円/10a)			
有	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000			
機農	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施 する場合 <sup>注2)</sup> に限り、2,000円を加算。				
業 注1)	そば等雑穀、飼料作物	3,000			
堆肥の施用		4,400			
カバークロップ		6,000			
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400 (3,200)			
草生栽培		5,000			
不耕起播種 <sup>注3)</sup>		3,000			
長期中干し		800			
秋耕		800			









- 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。 有機JAS認証取得を求めるものではありません。
- 注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、 リビングマルチ、草牛栽培のいずれかを実施していただきます。
- 注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種 機により播種を行う取組です。

#### ▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、 地域を限定した取組(冬期湛水管理、炭の投入等)

### 【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する 農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援 (交付単価: 4,000円/10a)

[お問い合わせ先] 農産局農業環境対策課(03-6744-0499)